

役員報酬規程

社会福祉法人協同福祉会

(目的)

第1条 この規程は、定款第23条の規程に基づき、役員報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 業務執行理事
- (3) 理事
- (4) 監事

(役員職務)

第3条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人協同福祉会の最高経営責任者とし、定款第25条に定める理事会(以下理事会)を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 業務執行理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、理事会に出席し、議決を行う。また、理事長の助言と承認の下、社会福祉法人協同福祉会 定款施行第19条に定める職務を執行する。
- (3) 理事 理事長を補佐して法人経営に助言を与えるとともに、理事会に出席し、議決を行う。
- (4) 監事 定款第20条に定める監査を行う。

(役員報酬の額)

第4条 第2条に掲げる者に対しては原則無報酬とする。

(その他)

第5条 以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年11月14日改正、平成30年4月1日より施行する。